

すでに小樽に住んでいる家族がいる

中古住宅を購入し、
親の近くに住む

子供と孫の住む家を増改築
して三世代で住む

「移住・定住促進住宅取得費等補助金」 に該当する可能性があります！



借入金利を引き下げる【フラット35】地域連携型に対応！

移住・定住促進住宅取得費等補助金とは？

小樽市内へ転入し、すでに市内に2年以上居住する世帯と三世代同居・近居を始める場合に、中古住宅の購入・増改築等※の費用に対して補助金を支給する制度です。

- ・三世代同居：子育て世帯と親世帯が、同一住宅に居住すること。
- ・三世代近居：子育て世帯と親世帯が、小樽市内に居住すること。

※子育て世帯とは、18歳未満の子がいる世帯です。

※三世代同居・近居開始日の前1年間に行ったものに限りです。

補助対象経費	補助金の額		限度額
中古住宅の購入に要した費用※1	基準額	補助対象経費の1/2	30万円
	加算額	・未就学児1人につき15万円 ・18歳未満の子（未就学児除く）1人につき10万円	30万円
増改築等に要した費用※2	基準額	補助対象経費の1/2	20万円
	加算額	・未就学児1人につき15万円 ・18歳未満の子（未就学児除く）1人につき10万円	20万円

※1 諸費用、消費税及び地方消費税相当額を除く。

※2 消費税及び地方消費税相当額並びにエコリフォーム補助金に係る工事費を除く。

※3 中古住宅購入の場合、借入金利を引き下げる【フラット35】地域連携型が利用可能です。（借入当初5年間、年▲0.25%の金利引下げ）

購入と増改築等の両方を行った場合は、最大100万円の申請が可能です

対象要件は？

令和5年4月1日以降に開始した三世同居・近居であること。

また、次の要件すべてを満たすことが必要です。

- ①開始日において、子育て世帯又は親世帯のどちらかが2年以上小樽市に住所を有する
- ②転入世帯が、転入前1年間に小樽市内に住所を有していない
- ③補助対象事業に係る世帯員が、補助対象事業に係る住宅の購入等の契約者である
- ④補助対象事業に係る世帯員が、補助対象事業に係る住宅の所有者である
- ⑤世帯員が、補助対象事業に係る住宅に5年以上居住する予定である
- ⑥世帯員が、納期限が到来している市税（転入者は転入前の市町村税）を完納している
- ⑦生活保護法の規定による保護を受けていない
- ⑧小樽市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員でない
- ⑨地域の町内会に加入している、又は加入する意思がある
- ⑩世帯員の中に小樽市職員がいない
- ⑪世帯員が、小樽市移住支援事業における移住支援金の交付を受けたことがない、又は受ける予定がない
- ⑫世帯員が、本補助金の交付を受けたことがない

【増改築・リフォームの場合】

- ・市内事業者（小樽市住宅エコリフォーム助成規則第4条第5項の施工業者）による施工とすること。
- ・小樽市バリアフリー等住宅改造資金融資条例の規定による融資を受けていない、又は受ける予定がない。
- ・小樽市住宅エコリフォーム助成規則の規定による補助金を受けている場合や受ける予定がある場合は、工事箇所・工事費と本補助金の補助対象事業が明確に区分できる。

申請期限

三世同居・近居を開始した日から1年以内



申請書様式はこちらから！

小樽市 HP

<https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2021030400033/>



交付申請時に必要な書類

- 戸籍全部事項証明書の写し
 - 住民票の写し（又は戸籍の附票の写し）
 - （1）子育て世帯又は親世帯のどちらかが2年以上小樽市に住所を有することが分かるもの
 - （2）転入する世帯が三世同居・近居を開始したことが分かるもの、また開始日の前1年間に小樽市に住所を有していないことが分かるもの
 - 住宅の位置図
 - 住宅の図面
 - 住宅の写真
 - 住宅の全部事項証明書の写し
 - 検査済証の写し
 - 売買契約書の写し及び経費の内訳が確認できる書類
 - 領収書の写し
 - 振込先金融機関の通帳
- ※未就学児が胎児である場合は母子健康手帳の写し



【お問い合わせ】 小樽市総合政策部企画政策室（受付時間：平日 9：00～17：20）

TEL：0134-32-4111（内線273） メール：kikaku@city.otaru.lg.jp